

別紙

個人情報に記載された文書の誤送付について

真鶴町ふるさと町民登録制度に関する事務において、登録者 1 名に対して「ふるさと町民証」等を送付する際、別の登録者の個人情報が掲載された文書を誤って同封し送付する事案が発生しました。このような事案が発生したことを重く受け止め、お詫び申し上げますとともに再発防止に努めてまいります。

1. 事案の概要

真鶴町ふるさと町民登録制度に申請した A 氏に対して、「ふるさと町民証」等を発行し送付する際に、封入作業において、A 氏以外のふるさと町民登録者 9 名の個人情報を掲載した文書を誤って同封し発送した。

- (1) 発生日時 令和 4 年 8 月 16 日
- (2) 個人情報の内容：氏名、生年月日、住所

2. 発生原因

- ・ふるさと町民登録制度の担当職員 B が、町民利用証や挨拶書面等の関連文書を封入中に他の作業が発生し、封入作業を再開した際に個人情報掲載文書を誤って同封し発送した。
- ・職員 B が一人で封入封かん作業を行っていたため、封入書類の誤りをチェックすることなく発送することとなった。

3. 判明した経緯

令和 4 年 8 月 23 日（火）、A 氏からの 17 時 24 分受信のメール及び電話連絡により判明した。

4. 対応

- ・担当職員 B に対して誤発送の状況を確認した。
- ・A 氏に状況説明し、改めて謝罪。A 氏より、郵便にて令和 4 年 8 月 24 日午前に誤送付した個人情報掲載文書の返送済みであることを確認した。
- ・A 氏に誤送付した個人情報掲載文書に掲載されていた他の登録者 9 名に対して、現在、電話にて連絡をとり状況説明と謝罪を行っている。同時に文書にて登録者 9 名に対して、謝罪と状況説明を行う。

5. 再発防止策

- ・個人情報を含む通知全ての郵送物に関して、封入封かん作業を2人以上で行うこととし、確認作業を徹底する。
- ・本件状況を確認・整理した上で、令和4年8月24日14時25分に、全職員に対して本事実の発生を通知し、個人情報を含む通知全ての郵送物について封入封かん作業を2人以上で行い、確認作業を徹底するよう指示。